

金融検査マニュアル新旧対照表（格付制度の見直し）

改定前				改定後			
信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト				信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト			
I. ～II. (略) III. 個別の問題点 ①～③ (略) ④【信用格付】 信用リスクを的確に評価・計測するため、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに照らして適切な信用格付制度を整備しているか。格付区分は信用リスク管理の観点から有意かつ整合的なものとなっているか。 (i) 信用格付は、債務者の財務内容、格付機関による格付、信用調査機関の情報などに基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて付与されているか。また、信用格付は債務者区分と整合的であるか。 (ii) (略) ⑤～⑧ (略)				I. ～II. (略) III. 個別の問題点 ①～③ (略) ④【信用格付】 信用リスクを的確に評価・計測するため、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに照らして適切な信用格付制度を整備しているか。格付区分は信用リスク管理の観点から有意かつ整合的なものとなっているか。 (i) 信用格付は、債務者の財務内容、信用格付業者による格付、信用調査機関の情報などに基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて付与されているか。また、信用格付は債務者区分と整合的であるか。 (ii) (略) ⑤～⑧ (略)			
資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト				資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト			
自己査定（別表1）				自己査定（別表1）			
項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
1. 債権の分類方法	(略)	(略)	(略)	1. 債権の分類方法	(略)	(略)	(略)
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 信用格付	債務者の財務内容、格付機関による格付、信用調査機関の情報などに基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて信用格付を行う。また、信用格付は、次に定める債務者区分と整合的でなければならない。	信用格付が行われている場合には、信用格付が、債務者の財務内容、格付機関の格付、信用調査機関の情報などに基づき、合理的な格付となっているか、信用格付と債務者区分の概念とが整合性のとれたものとなっているかを検証する。 また、被検査金融機関内部のデータに基づき信用格付を行っている場合は、当該データの信頼性及び標本数が十分であることを検証する。当該データが不十分と認められる場合には、外部の信用調査機関等のデータをもって補完されているかを検証する。 さらに、債務者の業況及び今後の見通し、格付機関による当該債務者の格付の見直し、市場等における当該債務者の評価などに基づき、必要な見直しが定期的かつ必要に応じて行われるとともに、信用格付の正確性が監査部門により検証されているかを検証する。	(注)「格付機関」とは、「企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する格付機関を指定する件」による格付機関をいう。以下同じ。	(2) 信用格付	債務者の財務内容、信用格付業者による格付、信用調査機関の情報などに基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて信用格付を行う。また、信用格付は、次に定める債務者区分と整合的でなければならない。	信用格付が行われている場合には、信用格付が、債務者の財務内容、信用格付業者の格付、信用調査機関の情報などに基づき、合理的な格付となっているか、信用格付と債務者区分の概念とが整合性のとれたものとなっているかを検証する。 また、被検査金融機関内部のデータに基づき信用格付を行っている場合は、当該データの信頼性及び標本数が十分であることを検証する。当該データが不十分と認められる場合には、外部の信用調査機関等のデータをもって補完されているかを検証する。 さらに、債務者の業況及び今後の見通し、信用格付業者による当該債務者の格付の見直し、市場等における当該債務者の評価などに基づき、必要な見直しが定期的かつ必要に応じて行われるとともに、信用格付の正確性が監査部門により検証されているかを検証する。	(注)「信用格付業者」とは、金融商品取引法第2条第36項に定める信用格付業者のことをいう。以下同じ。
(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(3) (略)	(略)	(略)	(略)
(4) 担保による調整	担保により保全措置が講じられているものについて、以下のとおり区分し、優良担保の処分可能見込額により保全されているものに	左記に掲げるとおり、担保により保全措置が講じられているものが区分され、担保評価及びその処分可能見込額の算出が合理的なも		(4) 担保による調整	担保により保全措置が講じられているものについて、以下のとおり区分し、優良担保の処分可能見込額により保全されているものに	左記に掲げるとおり、担保により保全措置が講じられているものが区分され、担保評価及びその処分可能見込額の算出が合理的なも	

改定前

改定後

<p>① 優良担保</p>	<p>については、非分類とし、一般担保の処分可能見込額により保全されているものについては、Ⅱ分類とする。 また、担保評価及びその処分可能見込額の算出は以下のとおりとする。</p> <p>預金等（預金、貯金、掛け金、元本保証のある金銭の信託、満期返戻金のある保険・共済をいう。以下同じ。）、国債等の信用度の高い有価証券及び決済確実な商業手形等をいう。</p>	<p>のであるかを検証する。</p> <p>左記に掲げる担保が優良担保とされているかを検証する。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 「国債等の信用度の高い有価証券」とは、次に掲げる債券、株式、外国証券で安全性に特に問題のない有価証券をいう。 (債券) (イ)～(ニ) (略) (ホ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(株式) (イ)・(ロ) (略) (ハ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行する会社の株式</p> <p>(外国証券) (イ)～(ニ) (略) (ホ) 格付機関の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び同債券を発行する会社の発行する株式 なお、国債等の信用度の高い有価証券以外の有価証券を担保としている場合には、処分が容易で換金が可能であるなど、流動性及び換金性の要件を充たしたものでなければならぬ。</p> <p>ハ. (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>① 優良担保</p>	<p>については、非分類とし、一般担保の処分可能見込額により保全されているものについては、Ⅱ分類とする。 また、担保評価及びその処分可能見込額の算出は以下のとおりとする。</p> <p>預金等（預金、貯金、掛け金、元本保証のある金銭の信託、満期返戻金のある保険・共済をいう。以下同じ。）、国債等の信用度の高い有価証券及び決済確実な商業手形等をいう。</p>	<p>のであるかを検証する。</p> <p>左記に掲げる担保が優良担保とされているかを検証する。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 「国債等の信用度の高い有価証券」とは、次に掲げる債券、株式、外国証券で安全性に特に問題のない有価証券をいう。 (債券) (イ)～(ニ) (略) (ホ) 信用格付業者による直近の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(株式) (イ)・(ロ) (略) (ハ) 信用格付業者による直近の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行する会社の株式</p> <p>(外国証券) (イ)～(ニ) (略) (ホ) 信用格付業者の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び同債券を発行する会社の発行する株式 なお、国債等の信用度の高い有価証券以外の有価証券を担保としている場合には、処分が容易で換金が可能であるなど、流動性及び換金性の要件を充たしたものでなければならぬ。</p> <p>ハ. (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>②～④ (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>②～④ (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(5)～(12) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(5)～(12) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2. 有価証券の分類方法</p>				<p>2. 有価証券の分類方法</p>			
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(3) 時価評価の対象となっていない有価証券（満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式及びを把握することが極めて困難と認められ</p>				<p>(3) 時価評価の対象となっていない有価証券（満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式及びを把握することが極めて困難と認められ</p>			

改定前

改定後

<p>るその他有価証券)</p> <p>① 債券</p> <p>債券については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。</p> <p>イ. 非分類債券 次の債券については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ)～(ニ) (略) (ホ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB (トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券</p> <p>ロ.・ハ. (略)</p> <p>② 株式</p> <p>株式については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。</p> <p>イ. 非分類株式 次の株式については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ) (略) (ロ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB (トリプルB)」相当以上の債券を発行する会社の株式</p> <p>ロ.・ハ. (略)</p> <p>③ 外国証券</p> <p>外国証券については、原則として、以下のイ、ロの区分に応じて分類を行うものとする。</p> <p>イ. 非分類外国証券 次の外国証券については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ)・(ロ) (略) (ハ) 格付機関の格付符号が「BBB (トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び同債券を発行する会社の発行する株式</p> <p>ロ. (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>債券については、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 (略)</p> <p>株式については、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 (略)</p> <p>外国証券については、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>	<p>るその他有価証券)</p> <p>① 債券</p> <p>債券については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。</p> <p>イ. 非分類債券 次の債券については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ)～(ニ) (略) (ホ) 信用格付業者による直近の格付符号が「BBB (トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券</p> <p>ロ.・ハ. (略)</p> <p>② 株式</p> <p>株式については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。</p> <p>イ. 非分類株式 次の株式については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ) (略) (ロ) 信用格付業者による直近の格付符号が「BBB (トリプルB)」相当以上の債券を発行する会社の株式</p> <p>ロ.・ハ. (略)</p> <p>③ 外国証券</p> <p>外国証券については、原則として、以下のイ、ロの区分に応じて分類を行うものとする。</p> <p>イ. 非分類外国証券 次の外国証券については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ)・(ロ) (略) (ハ) 信用格付業者の格付符号が「BBB (トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び同債券を発行する会社の発行する株式</p> <p>ロ. (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>債券については、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 (略)</p> <p>株式については、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 (略)</p> <p>外国証券については、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>
--	--	-------------------------	--------------	--	--	-------------------------	--------------

償却・引当 (別表2)

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
1. 貸倒引当金	(略)	(略)	(略)
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 個別貸倒引当金及び直接償却	(略)	(略)	(略)

償却・引当 (別表2)

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
1. 貸倒引当金	(略)	(略)	(略)
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 個別貸倒引当金及び直接償却	(略)	(略)	(略)

改定前				改定後			
①・② (略)	(略)	(略)	(略)	①・② (略)	(略)	(略)	(略)
③ 特定海外債権引当勘定	<p>特定海外債権引当勘定については、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰りの状況等に依りて対象となる国が決定され、当該国の外国政府等、外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権のうち特定海外債権引当勘定の対象となる債権が明確である必要がある。</p> <p>また、対象となる債権に、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰り等を起因とする将来発生が見込まれる予想損失率を乗じた額を予想損失額とし、当該予想損失額に相当する額を特定海外債権引当勘定に計上する。</p>	<p>特定海外債権引当勘定については、対象国、対象債権、予想損失率及び予想損失額の算定方法が合理的なものであるかを検証する。特に予想損失率の算定方法は、債権売買市場における特定国の債権の売却可能額、格付機関による当該国の格付等を斟酌し、合理的なものとなっているかを検証する。</p> <p>(略)</p>	(略)	③ 特定海外債権引当勘定	<p>特定海外債権引当勘定については、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰りの状況等に依りて対象となる国が決定され、当該国の外国政府等、外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権のうち特定海外債権引当勘定の対象となる債権が明確である必要がある。</p> <p>また、対象となる債権に、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰り等を起因とする将来発生が見込まれる予想損失率を乗じた額を予想損失額とし、当該予想損失額に相当する額を特定海外債権引当勘定に計上する。</p>	<p>特定海外債権引当勘定については、対象国、対象債権、予想損失率及び予想損失額の算定方法が合理的なものであるかを検証する。特に予想損失率の算定方法は、債権売買市場における特定国の債権の売却可能額、信用格付業者による当該国の格付等を斟酌し、合理的なものとなっているかを検証する。</p> <p>(略)</p>	(略)
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)

流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

I. (略)

II. 各管理者による流動性リスク管理態勢の整備・確立状況

2. 流動性リスク管理部門の役割・責任

(4) 検証・見直し

④【資金繰りの逼迫度区分、判定基準等の見直し】

流動性リスク管理部門は、以下の観点から複数のストレス・シナリオ等による影響度評価及び対応策の実効性についての確認等を行うことにより、資金繰りの逼迫度区分、判定基準、管理手法、報告方法、決裁方法等が適切であるかを、定期的に又は必要に応じて随時、検証し、見直しているか。

- ・ 具体的な資金繰り逼迫状況と資金繰り逼迫への対応策を念頭に置いた適切な逼迫度区分（例えば、平常時、懸念時、危機時等）となっているか。
- ・ 適時適切な対応策が取れるよう、資金繰りの逼迫度区分の判定基準が可能な限り具体的で認識しやすい基準となっているか。例えば、**格付機関**の格付、金融機関の株価、社債の спреッド、預金残高の動向、市場資金調達時のプレミアム、市場資金調達可能期間の短期化などの複数の判定基準を設け、資金繰りの逼迫度の状況を適時適切に認識できるものとなっているか。
- ・ 資産・負債両面にわたり幅広い対応策を考慮した、資金繰りの逼迫度に応じた実効性ある管理手法、報告方法、決裁方法等となっているか。

III. (略)

流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

I. (略)

II. 各管理者による流動性リスク管理態勢の整備・確立状況

2. 流動性リスク管理部門の役割・責任

(4) 検証・見直し

④【資金繰りの逼迫度区分、判定基準等の見直し】

流動性リスク管理部門は、以下の観点から複数のストレス・シナリオ等による影響度評価及び対応策の実効性についての確認等を行うことにより、資金繰りの逼迫度区分、判定基準、管理手法、報告方法、決裁方法等が適切であるかを、定期的に又は必要に応じて随時、検証し、見直しているか。

- ・ 具体的な資金繰り逼迫状況と資金繰り逼迫への対応策を念頭に置いた適切な逼迫度区分（例えば、平常時、懸念時、危機時等）となっているか。
- ・ 適時適切な対応策が取れるよう、資金繰りの逼迫度区分の判定基準が可能な限り具体的で認識しやすい基準となっているか。例えば、**信用格付業者**の格付、金融機関の株価、社債の спреッド、預金残高の動向、市場資金調達時のプレミアム、市場資金調達可能期間の短期化などの複数の判定基準を設け、資金繰りの逼迫度の状況を適時適切に認識できるものとなっているか。
- ・ 資産・負債両面にわたり幅広い対応策を考慮した、資金繰りの逼迫度に応じた実効性ある管理手法、報告方法、決裁方法等となっているか。

III. (略)